

魚沼市ホームページ広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、魚沼市広告掲載取扱要綱(平成20年魚沼市告示第106号。以下「要綱」という。)第6条の規定に基づき、魚沼市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)における広告(以下「広告」という。)の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル、横120ピクセルであること。
- (2) データが、GIF形式又はJPEG形式であること。
- (3) アニメーション、ロールオーバー等の画像が変化するものでないこと。
- (4) データの容量が6キロバイト以下であること。

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載するページは、市ホームページのトップページとし、広告の位置及び枠数は、必要に応じて市長が定める。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、掲載期間は12月以内とする。ただし掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料(以下「掲載料」という)は、別表のとおりとする。

2 同一年度内において、一度の掲載申込みが6月以上となる場合は、掲載料の合計額から次の各号のとおり割り引くこととする。

- (1) 6月以上11月まで 10%
- (2) 12月 15%

(広告原稿の作成及び提出)

第6条 広告主は、掲載しようとする広告の原稿を作成し、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表(第5条関係)

広告掲載料(1月あたり)
10,000円/1枠(市内に事業所等を有する者)
15,000円/1枠(上記以外の者)